

福祉サービス事業所案内



平塚市こども家庭課
(平塚市こども発達支援室くれよん)

Ⅰ. 福祉サービスの利用手順

① 説明

くれよんにてサービス説明を受けたのち、サービスが必要な場合は、下記の流れに沿ってサービス利用の準備を行います。

② 計画相談支援事業所選択

相談支援事業所を決め、お子様に合った計画案を作成してもらいます。※P4 参照
※ ②③は前後可、同時に進めてもよいです。

③ 事業所選択

必ず、お子様と一緒に事業所見学を行ってください。 ※P7～8 参照

④ 申請・調査

くれよんにて申請手続きを行います。※申請には、事前予約が必要となります。
各種申請書のご提出のほか、お子様の心身状況や生活状況等についての聞き取りを行います。
※申請・聞き取りを含めて 30 分程度です。

⑤ 決定・通知

各種申請書の内容やお子様の状況、家庭環境、世帯所得等をもとにサービス支給量等を決定し、「通所受給者証」を交付します。
※申請から交付まで、一定のお時間をいただきます。

⑥ 事業所と契約

通所受給者証を各事業所に提示し、サービス利用契約を行います。
※複数の事業所を併用利用される場合は、各事業所の利用日数を確認し、支給量を超えないようご注意ください。

⑦ サービスの利用開始

通所受給者証や支援利用計画に沿って、サービスの利用を開始します。
※同じ日に複数の事業所を利用することはできません。

⑧ 更新申請

くれよんから更新のご案内を郵送します。

2. 放課後等デイサービス(放デイ)について

小・中・高等学校に就学している児童を対象とした「福祉サービス」です。放課後や長期休暇中(夏休み等)の活動として、自分でできることを増やすための「療育」を提供するサービスです。市(こども発達支援室くれよん)から支給決定された方が利用できます。

サービスの対象者について

サービスの対象児童 次のいずれかの要件に該当している必要があります

- ① 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療証含む)のいずれかを取得している
- ② 精神障がい、発達障がい等の診断を受けている
- ③ 特別支援学校又は特別支援級に在籍している

3. 利用日数について

【基本支給量】

小学生	月 10 日以内
中高生	月 15 日以内

※最大支給量は月 23 日です。

※学童や複数の通所事業所と併用可能です。

※複数の事業所を利用する場合には、各事業所の利用日数を確認し、支給量を超えないようご注意ください。

基本支給量を超えて支給できる要件

・障害者手帳※を所持している場合

→計画相談支援事業所がニーズ等を精査し、最大で月 23 日まで利用できます。

※療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳

・保護者が就労している場合

→保護者の就労証明書の提出が必要です。

右の二次元コードの市HPからダウンロードできます。(Word版・PDF版)



・保護者が障がいや疾病により療養中の場合

→診断書等の提出が必要です。

- ・きょうだい児が**重度の障害者手帳**※を所持している場合

→きょうだい児の障害者手帳の提示が必要です。

※身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保険福祉手帳Ⅰ級

- ・医療的ケア児等、常時介助が必要な場合

※基本支給量を超えた支給を希望される場合は、まずは**くれよん**にご相談ください。

4. 計画相談支援について

サービスを利用される全員が対象となります。

計画相談支援の目的とは

必要なサービスをより安心して計画的に利用することが目的です。

計画の情報を関係者が共有することで、一貫した支援を受けることができます。

また、ご本人とご家族のニーズに基づく計画を作成することで、ご本人中心の支援を受けることができます。

相談支援事業所とは

- ① **家庭訪問**により、ご家庭でのお子様のご様子の確認、保護者様のご希望やお悩みの聞き取りを行い、**利用計画案**を作成します。
- ② 相談支援専門員が、放課後等デイサービスを利用する児童に対し、**サービスの利用調整**や**利用状況の確認(事業所訪問)**、**サービスについての情報提供**などの必要な支援を行います。
- ③ 定期的にサービス等の利用状況の**モニタリング**を行います。

モニタリングとは

相談支援事業所の相談支援専門員が家庭訪問を行い、児童通所支援決定の有効期間内に、計画に沿ってサービスが適切に利用できているかどうかを評価し、**報告書**を作成します。モニタリングの結果により、必要に応じてサービス等利用計画の見直しがあります。

5. 計画相談支援事業所案内

市内相談支援事業所一覧（児童対応）

※市外の相談支援事業所を利用することも可能です。

事業所名	所在地	電話番号	通所事業所
アグネス園相談室	平塚市追分9-47	68-5851	アグネス園
ベンチ こども発達相談室	平塚市宮の前 3-13 リファレンス平塚ビル 2 階	070-1265-3590	ベンチ
相談支援センター ばあす	平塚市徳延578-1 ラメゾンドミディ 204号室	72-8327	ひまわりぐみ／さくらぐみ／ ばあす／ばあすⅡ／ びびっどばあす／すくすくば あす／わくわくばあす
相談室 きしゃポッポ	平塚市見附町17-7	36-3571	きしゃポッポ
あおぞらウィズ	平塚市中原2-21-20 1階	63-4213 070-1293-6736	あおぞら あおぞらフラット
相談室つばみ	平塚市達上ヶ丘6-9	38-3642 070-1216-3255	つばみはうす
相談室みらい	平塚市公所722-11	86-6839	みらい
相談支援 サクラんぼ	平塚市四之宮1-2-15	57-8514	放課後クラブサクラんぼ 児童クラブサクラんぼ
相談室sokka!	平塚市平塚4-15-16	080-3533-2327	
相談支援事業所 ゆい	平塚市諏訪町13-36	68-0192	
やまげら	平塚市万田3-4-18	31-6610	風の子くらぶ
相談室ブブ	平塚市小鍋島18-1	72-7716	みんなの家ココ
こんぺいとう 相談室	平塚市四之宮4-5-18	53-3808	
相談支援事業所 フルート	平塚市岡崎5800-4	72-7476	ぱらそる
トムトム相談室	平塚市南原2-4-5 マインズビル1階	71-6733	ゆうゆうクラブ
サンシティひらつか （一般相談：知的）	平塚市浅間町2-20	73-6988	ビーライトしんわ しんわブライト
しせん相談室ひらつか （一般相談：身体）	平塚市中原2-11-35 ひらやまビル1階	37-1776	
ほっとステーション平塚 （一般相談：精神）	平塚市老松町2-19 読売高野ビル501号室	25-2728	

6. 自己負担上限額について

放課後等デイサービスには利用料が発生します。利用料の9割は公費で負担しますが、残りの1割は自己負担となります。なお、世帯全員の所得に応じて次の3つに自己負担上限月額が設けられています。ひと月に利用したサービス料にかかわらず、上限以上の自己負担は生じません。（※別途、おやつ代などの自己負担がかかる場合がありますので、利用事業所にご確認ください。）

世帯種別	負担上限額
市民税課税世帯かつ市民税所得割額が <u>28万円以上</u> の世帯	37,200円
市民税課税世帯かつ市民税所得割額が <u>28万円未満</u> の世帯	4,600円
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円

※市民税所得割額とは

市民の皆様にお支払いいただいている市民税のうち、所得に応じて課税される額です。毎年6月頃に就労先または市役所から交付される、住民税の通知に記載されています。自己負担額を決める際は、原則、住民基本台帳上の世帯全員分を合算します。

7. 上限管理について

上限管理とは、どの事業所に利用料を支払うか、どの事業所が利用料を管理するかを事業所に届け出てもらうものです。1人で複数の事業所を利用している場合や、きょうだいで放課後等デイサービスを利用している場合等に必要となります。

なお、上限額が0円と37,200円の世帯は、上限管理は発生しない場合が多いです。

8. 変更のお手続きについて

支給量変更について

支給量を増やしたい場合は、支援利用計画案を相談支援事業所に作成していただいた後、くれよんで申請してください。（※条件あり）

なお、支給量変更が適用されるのは、申請月の翌月からとなります。

負担上限月額変更について

世帯の所得に変更があり、負担上限月額を変更されたい場合は事前にご連絡ください。

負担額変更が適用されるのは、申請月の翌月からとなりますので、御注意ください。

ただし、生活保護を受給された場合は、申請月からの適用となります。

9.その他の福祉サービスについて ※支援級要件ではご利用ができません。

	内容
短期入所	保護者の疾病、その他の理由で障がい児の介護を行えなくなったときに、短期間入所できるサービスです。保護者にとってのレスパイト(休息)としての役割も担っています。
日中一時支援事業	家族が所用や急病で介護ができないときに、日中のみ施設で預かるサービスです。
移動支援事業	保護者が同行できない場合に、余暇活動や買い物の際などの移動及び外出の支援を行います。

※1回あたりの負担額は各サービスで異なりますが、自己負担上限月額放課後デイサービスと同額になります。

※地域生活支援事業以外のサービスは、自己負担上限額が放課後デイサービスと合算されます。

領収書や明細書は大切に保管しておいてください。

※短期入所や日中一時支援、移動支援等を利用される方は、「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」をお渡しします。記入例を参考に、予め記入の上ご持参ください。

※支給量については、相談支援事業所又はくれよんと相談の上決めていきます。

10. 放課後等デイサービス事業所案内

学齢児の児童に対し、学校終了後または休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流、余暇の提供などを行います。

	事業所名	対象障害種別	対象学年	土日の開所
1	ばあす	知的・発達	小学生	なし
2	びびっとばあす	知的・発達	小学生(低学年)	なし
3	ばあすⅡ	知的・発達	小学生(中・高学年)	なし
4	ベンチ	発達	小学生	なし
5	M i R a C o	知的・発達	小学生	なし
6	ジョイフルジョイフル	発達	小学生・中学生	土曜
7	しんわブライト	発達	小学生・中学生	なし
8	ビーライトしんわ	知的・発達 (身体と重複の方は 要相談)	小学生(高学年) 中学生・高校生	なし
9	ファミリー・キッズ平塚	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
10	ファミリー・キッズ平塚2	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
11	きしゃポッポ	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
12	みらい	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
13	はとのもり	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
14	和美 平塚駅前教室	知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
15	こどもサポート教室 「きらり」平塚校	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
16	こどもサポート教室 「きらり」平塚富士見校	知的・発達	小学生	土曜
17	t i n o	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
18	t i n o p i n o	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
19	あおぞら	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
20	あおぞらフラット	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
21	きらりはーと平塚 OSC	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜

2 2	G A T E	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
2 3	ワンステップスマイル 徳延教室	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
2 4	ワンステップスマイル 中原教室	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
2 5	放課後デイサービス ちょあ平塚	知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
2 6	キラキラ	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
2 7	みんなの家ココ	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
2 8	トイロ平塚	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜 日曜
2 9	サクラんぼ	知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
3 0	風の子くらぶ	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
3 1	ハッピーハッピー平塚	身体 (知的、発達の方は 要相談)	小学生・中学生・高校生	なし
3 2	つぼみはうす	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	なし
3 3	ぱらそる	知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜 日曜
3 4	ゆうゆうクラブ	身体・知的・発達	小学生（高学年） 中学生・高校生	なし
3 5	ウィズ・ユー平塚南口	身体・知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
3 6	ぷちすてっぷ平塚	知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
3 7	plus+days 平塚河内校	発達	小学生・中学生・高校生	土曜
3 8	とらキッズ	知的・発達（身体）	小学生（中学生・高校生）	土曜
3 9	叶	知的・発達	小学生・中学生・高校生	土曜
4 0	G r a n n y 平塚	その他(重症心身障害児)	小学生・中学生・高校生	土曜
4 1	すくすくばあす	身体・その他 (医ケア児・ 重症心身障害児)	小学生・中学生・高校生	なし
4 2	わくわくばあす	知的・発達	中学生・高校生	なし

1. 利用にあたってのチェックリスト

① 説明

月 日

【渡されるもの】

- ・福祉サービス事業所案内（この冊子）
- ・申請書 2 枚 ① 通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
② 計画相談支援給付費等支給申請書兼計画相談支援等依頼（変更）届出書

② 計画相談支援事業所選択

月 日

- ・相談支援専門員に利用計画案を作成してもらいましょう。

【渡されるもの】

- ・利用計画案

③ 事業所選択

月 日

- ☐ 通所事業所をお子さんと一緒に見学して、プログラムや空き状況を確認しましょう。
- ☐ 月の利用日数（曜日）を通所事業所と相談しましょう。
- ☐ 送迎が必要な場合は送迎の有無を確認しましょう。

④ 申請・調査

月 日

- ・窓口の予約を取り、くれよんで申請をしましょう。

【持ち物（必須）】

- ☐ **利用計画案**（相談支援事業所が作成したものです。**署名漏れ**にご注意ください。）
- ☐ **申請書** 2 枚（記入例を参考に、予め記入しご持参ください。）
- ☐ **各種手帳**※／医師の書いた**診断書**／**在学証明書**（学校から発行してもらいます。）
→上記3つのうちどれか1つ ※療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳
- ☐ **本児及び保護者の個人番号（マイナンバー）**が分かるもの
（申請書に記載されている場合も番号の確認をいたします。必ずご持参ください。）
- ☐ 申請に来られる方の**身分証明書**
→マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 顔写真付きの証明書 いずれか1つ。

【持ち物（該当者のみ）】

- ☐ 各種手帳を所持しておらず、基本支給量を超えて利用したい方は、保護者の**就労証明書**や**診断書**等（世帯員のうち、就労している方全員分）
- ☐ 高等学校の**在籍証明書**（高等学校に在籍されてる方は全員）
- ☐ **受給者証**（黄色又はオレンジ色）
※現在、児童発達支援や保育所等訪問支援、短期入所等を利用されている方のみ。
- ☐ **生活保護受給証明書**（該当者のみ）

⑤ 決定・通知

月 日

・郵送で「**通所受給者証**」が送られてきます。

※申請から交付まで、一定のお時間をいただきます。

⑥ 事業所と契約

月 日

・各事業所と**サービス利用契約**をしましょう。

【持ち物】

☐ 通所受給者証

⑦ サービスの利用開始

月 日

※同じ日に複数の事業所を利用することはできません。

⑧ 更新申請

月 日

・誕生月には、**更新が必要です**。

誕生月の2か月程前にくれよんから郵送で更新のご案内をお送りします。

☐ 誕生月の**10日まで**にくれよんにて申請してください。

☐ （更新をされる方は）相談事業所に利用計画案を作成してもらいましょう。

【持ち物（必須）】

☐ **利用計画案**（相談支援事業所が作成したものです。**署名漏れ**にご注意ください。）

☐ **各種手帳**※／医師の書いた**診断書**／**在学証明書**（学校から発行してもらいます。）

→上記3つのうちどれか**1つ** ※療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳

☐ **本児及び保護者の個人番号（マイナンバー）**が分かるもの

（申請書に記載されている場合も番号の確認をいたします。必ずご持参ください。）

☐ 申請に来られる方の**身分証明書**

→マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 顔写真付きの証明書 いずれか**1つ**。

☐ **受給者証**（黄色又はオレンジ色）

【持ち物（該当者のみ）】

☐ 各種手帳を所持しておらず、基本支給量を超えて利用したい方は、保護者の**就労証明書**や**診断書**等（世帯員のうち、就労している方全員分）

☐ 高等学校の**在籍証明書**（高等学校に在籍されてる方は全員）

☐ **生活保護受給証明書**（該当者のみ）

【こども発達支援室くれよん】

住所：平塚市追分1-43

電話番号：0463-32-2738

開所時間：9:00～16:30（予約制）



【ひらつか障害福祉ナビ】

平塚市内すべての福祉サービス事業所が検索できます。

当市の放課後等デイサービスの事業所探しにご活用ください！



【障害福祉情報サービスかながわ】

神奈川県内すべての福祉サービス事業所が検索できます。

他市の放課後等デイサービスの事業所探しにご活用ください！



note

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for a note. The box is white with a thin black border and occupies the majority of the page area below the 'note' header.



平塚市
Hiratsuka City

平塚市こども発達支援室くれよん

電話 0463-32-2738

(窓口9:00~16:30)